

自動車地球温暖化対策実施方針作成（変更）報告書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

提出者

主たる事務所の所在地

フリガナ

名称

代表者の氏名

[ 個人事業者にあつては、住所及び氏名 ]

電話番号

自動車地球温暖化対策実施方針を作成（変更）したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第34条前段（後段）  
第35条前段（後段）の規定により、次のとおり提出します。  
第36条前段（後段）

業種名		番号	
対象となる事業所等の名称			
対象となる事業所等の所在地			
変更の場合	変更年月日		
	変更の理由		
連絡先	所属部署		
	職・氏名		
	電話番号		
※受付年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考 メールアドレス：			

- 注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、二重線で消すことにより特定してください。
- 2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類に掲げる中分類について該当するものを記載してください。
- 3 ※印の欄には、記載しないでください。

## 日本標準産業分類 中分類

1	農業
2	林業
3	漁業(水産養殖業を除く)
4	水産養殖業
5	鉱業, 採石業, 砂利採取業
6	総合工事業
7	職別工事業(設備工事業を除く)
8	設備工事業
9	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業

47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業, 商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業(他に分類されないもの)
73	広告業
74	技術サービス業(他に分類されないもの)
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
81	学校教育
82	その他の教育, 学習支援業
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
86	郵便局
87	協同組合(他に分類されないもの)
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業(別掲を除く)
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗教
95	その他のサービス業

96	外国公務
97	国家公務
98	地方公務
99	分類不能の産業

実施方針別紙 1  
【大規模荷主】

事業者名	0		
事業所名	0		
業 種		事業所規模	人

取 組 措 置		実施年度		
		R 6	R 7	R 8
1	荷主の物流部門における二酸化炭素排出量の把握			
1-(1)	二酸化炭素排出量の把握及び課題等の抽出			
1-(2)	貨物輸送事業者と自社関連部門における情報共有及び改善に向けた取組の実施			
2	環境に配慮している貨物輸送事業者の選定			
2-(1)	貨物輸送事業者に対する二酸化炭素排出量削減計画の提出確認			
2-(2)	貨物輸送事業者の環境配慮の確認			
3	物流拠点の活用による輸配送の効率化			
4	積載率の向上による輸配送の効率化			
4-(1)	商品・荷姿・梱包資材の形状の標準化や軽量化等による積載率の向上			
4-(2)	混載便の利用や共同輸配送の取組			
4-(3)	輸送量及び積載率を考慮した適正車種での発注			
5	計画的な貨物輸送による輸配送の効率化			
5-(1)	発注時間及び配送時間のルール化			
5-(2)	道路混雑時の輸配送の見直し			

5-(3)	輸送車両の構内や周辺道路等における待機時間の削減のための取組			
6	その他輸配送の効率化により輸送距離及び回数を削減する取組			
7	低燃費車等の積極的利用及びエコドライブの促進			
7-(1)	貨物輸送事業者に対する、低燃費車又は省エネルギー支援機器搭載車（以下、「低燃費車等」）の利用要請			
7-(2)	貨物輸送事業者に対する、エコドライブの実施要請			
7-(3)	貨物輸送事業者に対する、低燃費車等の利用状況やエコドライブの実施状況の確認、改善に向けた取組の実施			
7-(4)	構内アイドリング防止のための取組			
8	サードパーティーロジスティクスの活用 輸送業務は専門業者に外部委託している。			
9	共同輸配送も視野に入れたモーダルシフトの推進			
10	その他の必要な取組（注）			

（注） 貨物運送時に自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る

実施方針別紙2  
【大規模集客施設】

事業者名	0		
事業所名	0		
集客施設の種別		最寄り駅	駅
最寄り駅からの交通手段		最寄り駅からの所要時間	分

取 組 措 置		実施年度		
		R6	R7	R8
1	公共交通機関の利用促進			
1-(1)	公共交通機関利用の啓発			
1-(2)	公共交通機関利用者へのインセンティブの付与			
1-(3)	最寄り駅等からの送迎バスの運行やバス停の設置			
1-(4)	その他公共交通機関の利用を促進するための取組			
2	自転車の利用促進			
2-(1)	十分な広さの駐輪場の設置・維持管理			
2-(2)	自転車利用者へのインセンティブの付与			
2-(3)	レンタサイクル及びコミュニティサイクルの推進			
2-(4)	その他自転車の利用を促進するための取組			
3	来場者が利用する自家用自動車の低燃費化促進			
3-(1)	低燃費車利用の啓発			
3-(2)	低燃費車利用者へのインセンティブの付与			
3-(3)	電気自動車用充電器等の整備			

4	来場者に対するアイドリング・ストップを含むエコドライブの啓発			
5	駐車場及び施設周辺道路の渋滞防止			
5-(1)	交通整理員の配置			
5-(2)	スムーズな入出庫のための施設の整備			
5-(3)	その他渋滞防止策			
6	宅配サービスの実施等			
6-(1)	荷物の宅配サービスの実施			
6-(2)	インターネット等を利用した物品販売の促進			
6-(3)	宅配サービスに伴う二酸化炭素削減の取組			
7	その他の必要な取組（注）			

（注） 施設利用者が来場時に使用する自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る



**実施方針別紙 3**  
**【自家用自動車通勤者が多数の事業所】**

事業者名	0		
事業所名	0		
事業所規模	人	自家用車通勤者の割合	%
最寄り駅	駅	最寄り駅からの交通手段	
最寄り駅からの所要時間	分		

取 組 措 置		実施年度		
		R 6	R 7	R 8
1	マイカー通勤に係る重点目標の設定（注）			
2	公共交通機関への転換の推進			
2-(1)	公共交通機関利用促進のための情報提供			
2-(2)	送迎バス等の運行			
2-(3)	公共交通機関利用者への優遇策			
3	自転車への転換の推進			
3-(1)	自転車の安全利用の促進			
3-(2)	利用しやすい駐輪場の設置・維持管理			
3-(3)	駐輪場以外の自転車通勤者向け設備の設置・維持管理			
3-(4)	自転車通勤者への優遇策			
4	その他マイカー通勤を削減するための取組			
4-(1)	自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し			
4-(2)	従業員用駐車場の有料化又は駐車場台数の削減			

4-(3)	ノーマイカーデーの実施			
4-(4)	テレワーク、リモート会議の導入			
4-(5)	マイカー通勤削減のための啓発活動の実施			
5	エコドライブの推進			
5-(1)	エコドライブの啓発			
5-(2)	エコドライブ研修の実施			
6	従業員の通勤車両に関する低燃費車利用促進			
6-(1)	低燃費車の購入支援等			
6-(2)	低燃費車利用者への優遇策			
6-(3)	従業員用充電設備の設置			
7	時差通勤の実施			
8	その他の必要な取組（注）			

（注） 従業員が通勤時に使用する自動車から排出されるCO<sub>2</sub>を抑制するための取組に限る